

**英国特許規則が 2 段階で改正される**  
(第一段階の発効日 : 2016-10-1、第二段階の発効日 : 2017-4-6)

2016年09月20日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

英国政府は、2016年2月～4月に"public consultation"を行い、英国特許規則 2007 の一括改正案に関するコメントを求めました。その後、受領したコメントに基づく最終調整を経て、英国特許規則が 2 段階で改正されることになりました。第一段階の改正は 2016 年 10 月 1 日に施行され、第二段階の改正は 2017 年 4 月 6 日に施行される予定です。

上記 2 段階の改正は、ユーザーフレンドリーな特許規則を意図するものであると言われてい  
ます。以下に、第一段階の改正と第二段階の改正のそれぞれの主要事項について説明します。

### 【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、  
下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.